

指定申請書

あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度及び材料強度について、平成 13 年国土交通省告示第 1024 号第 1 第 14 号及び第 2 第 13 号の規定に基づき、下記に掲げる数値を申請します。

国土交通大臣 ●● ●● 殿

令和 年 月 日

申請者の住所又は 〒○○○-○○○○

主たる事業所の所在地 ○○県○○市○○ ○-○-○

申請者の氏名又は名称 ○○株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○

記

1. 指定を受けようとするあと施工アンカーの名称

○○○アンカー（接着系あと施工アンカー（注入方式カートリッジ型））

2. 指定を受けようとする数値

(1) あと施工アンカーの接合部の引張りの許容応力度及び材料強度

| 位置 | 種類 | | 材料強度 (N/mm ²) |
|-------------------------|---|---|---|
| | 長期 | 短期 | |
| アンカー筋の断面 | $\frac{\sigma_y}{1.5}$ | σ_y | σ_y |
| コーン状破壊を生じる コンクリートの断面 | $\frac{0.23\sqrt{\sigma_B}}{3.0 \cdot F_{safe}}$ | $\frac{0.23\sqrt{\sigma_B}}{1.5 \cdot F_{safe}}$ | $\frac{0.23\sqrt{\sigma_B}}{1.0 \cdot F_{safe}}$ |
| 付着破壊を生じる コンクリートの断面 | $\frac{\tau_{std}\sqrt{\frac{\sigma_B}{21}}}{3.0 \cdot F_{safe}}$ | $\frac{\tau_{std}\sqrt{\frac{\sigma_B}{21}}}{1.5 \cdot F_{safe}}$ | $\frac{\tau_{std}\sqrt{\frac{\sigma_B}{21}}}{1.0 \cdot F_{safe}}$ |

(2) あと施工アンカーの接合部のせん断の許容応力度及び材料強度

| 位置 | 種類 | | 材料強度 |
|----------|--|---|---|
| | 長期 | 短期 | |
| アンカー筋の断面 | $\frac{\sigma_y}{1.5\sqrt{3}}$ 又は $\frac{0.4\sqrt{E_c \cdot \sigma_B}}{3.0 \cdot F_{safe}}$ のいずれか小さい方の 数値※ | $\frac{\sigma_y}{\sqrt{3}}$ 又は $\frac{0.4\sqrt{E_c \cdot \sigma_B}}{1.5 \cdot F_{safe}}$ のいずれか小さい方の 数値※ | $\frac{\sigma_y}{\sqrt{3}}$ 又は $\frac{0.4\sqrt{E_c \cdot \sigma_B}}{1.0 \cdot F_{safe}}$ のいずれか小さい方の 数値※ |

※ $500 \leq \sqrt{E_c \cdot \sigma_B} \leq 900$ とし、500 未満の場合は適用外とし、900 超の場合は 900 とする。

(3) あと施工アンカーの接合部の許容応力度及び材料強度の算定に係る係数

① 付着基準強度 τ_{std}

10 又は 15 N/mm²

② アンカー筋の降伏点強度 σ_y

| アンカー筋の種類 | 降伏点強度 (N/mm ²) |
|----------|----------------------------|
| SD295 | 295 |
| SD345 | 345 |

③ アンカー筋を埋込む部材のコンクリートの圧縮強度 σ_B

別添2に規定する設計指針で定めた母材コンクリートの圧縮強度の設定根拠に基づく値

※ただし、普通コンクリート 13.5 N/mm²以上 36 N/mm²以下

軽量コンクリート1種 18 N/mm²以上 36 N/mm²以下 の範囲であること。

④ アンカー筋を埋込む部材のコンクリートの静弾性係数 E_C

別添2に規定する設計指針で定めた母材コンクリートの静弾性係数の設定根拠に基づく値

⑤ 母材コンクリートで定まる接着系あと施工アンカーの許容応力度及び材料強度設定に用いる安全率 F_{safe}

$$F_{safe} = \alpha_1 \cdot \alpha_2 \cdot \alpha_3 \cdot \alpha_4 = 1.5$$

| α_1 : 材料係数 | α_2 : ひび割れ係数 | α_3 : 施工係数 | α_4 : 設計係数 |
|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 1.0 | 1.5 | 1.0 | 1.0 |

3. 指定を受けようとするあと施工アンカーの適用範囲

許容応力度及び材料強度の数値の適用は、あと施工アンカー単体の品質管理及び当該あと施工アンカーを用いた構造部材の設計及び施工を、以下の有効期限が規定された別添（有効期限を超過したものにあっては、当該別添を更新したものを含む。）に基づき行う場合に限る。

あと施工アンカー単体 : ○○○○—●●●●●●●● (別添1)
 あと施工アンカーを用いた構造部材 : ○○○○—●●●●●●●● (別添2)

あと施工アンカーの種類
 に応じて必要な技術資料